

仕 様 書

1 件名

京都市住宅供給公社本社ビルの受水槽清掃及び水質検査

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

3 業務概要

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「ビル管理法」という。）等に基づき、受水槽清掃及び水質検査を行う。

3 作業場所

京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地10

京都市住宅供給公社 地下1階

4 作業実施日及び作業開始時刻

作業実施期間は、契約締結日の翌日から2月28日までの平日（月～金曜日）のいずれか1日とし、作業開始時刻は午後5時30分から2時間30分程度とする。

なお、作業実施日は、公社担当者と協議のうえ、決定する。

5 対象設備

受水槽 4.5^m（縦1.5m×横1.5m×高さ2.0m） 1槽

6 実施条件

(1) 受託者は、下記の許可並びに登録を有する者であり、契約時にこれらの許可証の写しを提出できる者であること。

・建築物飲料水貯水槽清掃業の登録証

(2) 受託者は、本業務の適正な点検を行うため、当該現場に業務責任者を配置し、本業務の管理及び統括を行わなければならない。

7 業務内容

(1) 受水槽清掃、消毒（1回／年）

ビル管理法及び水道法等に基づき、槽内の点検及び清掃を行うこと。

なお、作業員は、貯水槽清掃作業従事者研修を受講したものを従事させ、作業終了時には、受水槽及び末端水道栓で水質の安全を確認すること。

(2) 水質検査（1回／年）

水質基準に関する省令に定める表に掲げる項目について、ビル管理法施行規則第4条第1項第3号イに基づき、次の17項目の分析を行い、基準に適合することを確認すること。

① 一般細菌

② 大腸菌

- ③ 亜硝酸態窒素
- ④ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- ⑤ 塩化物イオン
- ⑥ 有機物(全有機炭素(TOC)の量)
- ⑦ pH値
- ⑧ 味
- ⑨ 臭気
- ⑩ 色度
- ⑪ 濁度
- ⑫ 鉛及びその化合物
- ⑬ 亜鉛及びその化合物
- ⑭ 鉄及びその化合物
- ⑮ 銅及びその化合物
- ⑯ 蒸発残留物
- ⑰ 残留塩素

8 作業完了報告書の提出

受託者は、作業完了後、30日以内に、次に挙げる報告書を作成し、公社へ提出する。

- ・受水槽清掃報告書
(報告書には受水槽内設備の点検結果も記載し、水質検査結果は測定値を記入する。)
- ・作業状況写真

9 請求先

請求先は、公社経営企画室総務課とし、あて先は「京都市住宅供給公社 理事長」とすること。

10 支払方法

履行完了確認後、適正な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

11 その他

- (1) 当該業務履行に係る一切の諸費用を計上すること。
- (2) 業務終了後、ポンプ、自動制御装置等に異常がないか確認すること。また、各槽に作業用工具等の忘れ物がないか確認すること。
- (3) 受託者の責めにより当局の施設及び物品等に損害を与えた場合は、受託者の負担により原状に復すること。
- (4) 仕様書に記載はないが、技術上、当然すべき事項については、これを実施するものとする。
- (5) 本仕様書の内容及び解釈等に疑義が生じた場合、その他、特に必要があると認められた場合は、事前に担当者と協議の上、決定、解釈を図ること。

以上